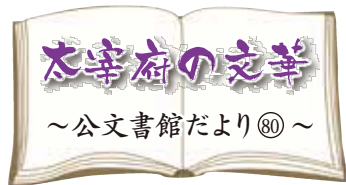


古代大宰府と「唐物」からの

かつて日本では、外国からの舶載品は「唐物」と呼ばれていました。これは、古代に限ったことではなく、中世から江戸時代にかけても同じでしたが、ここでは平安時代の「唐物」についてみてみましょう。

「唐物」という言葉が、初めて記録にみえるのは九世紀初めのことです。特に平安時代の「唐物」の語については、外国からの舶載品全般ではなく、中国製品あるいは中国経由の輸入品に使用されたという意見があります。「唐物」の歴史の意義を、王権との関係から考察しようとした皆川雅樹さんは「唐物」の語が、王権が先買・把握すべき外来品の呼称として使用されたものとみえますが、こうした考え方には、「唐物」をどう捉えるかという基本的な視点からの異論もあります。

ところで、この「唐物」の具体例をうかがえるのが、十一世紀半ばに成立したとされる『新猿楽記』という書物です。そこには「本朝の物」（日本で産出、あるいは生産される物）と対比する形で、「唐物」とされる四十種類の商品が書き上げられています。その中身を見ると、香料（沈香、麝香など）や薬物として用いられる物が多く、また綾・錦などの織物も含まれていることがわかります。



さて、平安時代における対外交易の場は、ほとんどが大宰府だったことから、これらの「唐物」も大宰府を経由して京にもたらされました。一方で、大宰府に集積された「唐物」が「諸院諸宮諸王臣家」の使者や大宰府の「管内吏民」（大宰府管内の役人や人民）、あるいは「大宰府」郭内富豪の輩と呼ばれた人々によって、現地において高値で購入されるということも起こっていました。これは先に述べた王権の先買に抵触することもあって、しばしば禁令がだされ、またしかるべき「唐物」確保のために「交易唐物使」と呼ばれる使者が大宰府に派遣されるということもありました。

大宰府との関連でいえば、ここで重要なのは、たとえば「管内吏民」「郭内富豪の輩」とはどういう人々で、どのように「唐物」を入手していたのか（入手ルート）の確保や支払手段などといった問題を、大宰府との関わりのなかで考えてみることです。いま検討を進めています。関連史料は必ずしも十分ではない面もあります。しかし、これを見極めることは平安時代の大宰府の歴史をより豊かに理解する上で、必要なことだと考えています。

太宰府市公文書館 重松 敏彦